

事 務 連 絡

令和2年4月22日

都道府県

各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中

中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室

令和2年度当初予算を活用した自立相談支援機関の体制強化について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、今後、生活に困窮される方への支援の強化が求められる中、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に住居確保給付金の対象範囲の拡大等を盛り込み、4月20日より施行し、ご対応いただいているところで

す。

これに先立ち、これまでに「住居確保給付金の支給対象の拡大に係る生活困窮者自立支援法施行規則の改正予定について」（令和2年4月7日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）や、「住居確保給付金の支給対象の拡大に係る申請受付等について」（令和2年4月13日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）を通じて、相談支援員等の新規雇用やアウトリーチ支援員の配置等による自立相談支援機関の体制整備をお願いしてきました。

令和2年4月21日に「令和2年度生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金国庫負担（補助）協議について（依頼）」（令和2年4月21日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長補佐事務連絡）により、各事業の交付方針等がお示しされておりますが、国庫負担（補助）協議については、交付方針において示されている下記の点を踏まえ、自立相談支援機関の意見も聞きながら、負担（補助）金を活用した自立相談支援機関の体制強化を図っていただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）に周知いただくよう、よろしく願いいたします。

記

1 自立相談支援事業(負担金)の国庫負担上限額を超える場合の個別協議の活用

自立相談支援事業においては、各自治体の人口規模等により定めた国庫負担基準額を上限額として、国庫負担を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた人員体制等の強化を行うために、国庫負担上限額を超える国庫負担が必要な場合には、個別に相談を受けた上で、これを認める取扱としていること。(交付方針 001-(6))

なお、電話でのやりとりを進めるため、例えば、電話回線を増設する、携帯電話を契約するといった場合の費用についても、国庫負担金の対象となること。

2 アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業(補助金)の実施における任意事業の実施要件を満たさない場合における個別協議の活用

令和2年度より新たに創設した、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業については、定額10/10補助により、アウトリーチ支援員を配置し、アウトリーチの充実や土日祝日や時間外の相談の実施等相談へのアクセス向上等の取組を実施することを可能としている。この事業は、実施の要件として、原則、

- ・ 今年度において、当該実施主体である都道府県等が就労準備支援事業及び家計改善支援事業を実施すること
- ・ ただし、本事業開始前年度の1月1日時点で人口が2万人未満の都道府県等にあつては、次年度以降、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施(必要な財政措置を含む。)予定であること(就労準備支援事業及び家計改善支援事業のいずれも実施していない場合は、いずれか一方の事業の実施でも可)をもって実施の要件を満たすこととすること

としているが、これにより難しい場合には、別途、個別協議に応ずることとしており、上記要件を満たしていないが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当該事業を活用して体制強化を行う場合には、個別に相談を受けた上で、これを認める取扱としていること。(交付方針 109-(5)①)

なお、本事業においても、1により増設した電話回線等を活用して時間外対応を行う場合等であつて、一定の要件を満たす場合には補助の対象となる場合があること。

以上

(参考添付)

- ・ 「住居確保給付金の支給対象の拡大に係る生活困窮者自立支援法施行規則の改正予定について」
(令和2年4月7日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)
- ・ 「住居確保給付金の支給対象の拡大に係る申請受付等について」(令和2年4月13日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)
- ・ 「令和2年度生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
国庫負担(補助)協議について(依頼)」(令和2年4月21日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長補佐
事務連絡)